

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。また、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを全職員に周知する。そして、けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断するとともに、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

(4) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止のための取組について【視点1】

- (1) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、厳しい立場におかれている者に対していじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない事に組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合えることができるようにする。
- (3) 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自主的な生徒会活動に対する支援を行う。（保護者への家庭向けリーフレット等の配布による啓発・協力依頼を年1回以上実施）
- (4) いじめ防止の重要性への理解を深めるための啓発、「わかる授業」の向上に向けた公開授業の実施、学習規律や学び方等の共通理解と共通実践、さらに道徳の時間や学級活動等の時間の充実、人権作文の実施及び外部講師等の活用を図る。

3 早期発見・いじめ事案への対処の在り方について【視点2】

(1) いじめアンケートの実施

- ① 毎月1回（月末）の無記名によるいじめアンケートの実施
※ 実施後は、アンケート等の結果を保存・保管（在学中）
※ 旧学期に1回程度無記名によるアンケートの実施
- ② 生活アンケートの実施（教育相談前の6・11・2月の年3回）
- ③ 家庭用チェックリストの配布と協力依頼（6・11月の年2回）

(2) いじめ発生時の対応〔組織的な対応〕

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめを止めさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と判断されるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間学習を行わせる措置を講ずる。

- ④ いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないように、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
 - ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (3) 重大事態への対処
- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をとる。
- ① 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告するとともに、八女警察署に相談する。
 - ② 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者及びいじめをした生徒の保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。
- (4) いじめの解消の判断
- いじめ事案への対応後も継続した見守りを行い、「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）」と「被害者が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認）」を基準にいじめの解消を判断する。

4 教育相談体制、生徒指導体制の構築について【視点3】

(1) 教育相談体制

- ① 年3回の教育相談週間の設定（6月・11月・2月）
- ② 相談ポストの設置
- ③ スクールカウンセラーの活用

(2) 生徒指導体制

いじめ防止対策委員会の設置

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

<内容>

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響や生徒理解に関すること

5 保護者、地域への情報発信と連携体制について【視点4】

(1) 学校いじめ防止基本方針の公開

本年度に更新した学校いじめ防止基本方針を本校ホームページにアップする。

(2) 保護者への広報啓発

4月に開催するPTA総会にて、学校長が学校いじめ防止基本方針についての説明を行う。

6 校内研修の充実について【視点5】

- (1) 年に2回（9月・2月）「取組評価アンケート」を実施し、アンケートの結果をもとに年間計画に沿った取組をDCAPサイクルで見直し、いじめの早期発見・組織的対応の在り方について校内研修を行う。
- (2) インターネット等の特性を理解し、これらを通して行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、生徒及び保護者を対象にした講師を招聘しての講演会や情報モラルに関する校内研修を行う。
- (3) いじめ防止等の取組状況を学校評価項目に位置付け、八女市教育委員から指導・助言を受ける。